

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第 1 3 回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課      電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和 5 年 2 月 2 3 日 (木) 午後 1 時～午後 3 時 3 0 分		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	けやき会館 2 階 職員研修所		
出席者	委員	9 人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	5 人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他 3 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	10 人 (ほか報道機関 8 人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について  2 その他		

## 審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 答申(案)について

(矢嶋会長) それでは皆様からご意見をいただきたいと思う。特に区切ってということではなく全体的にご意見をいただければと思うので、ご意見がある方は願います。

(金子委員) 進め方について少しお伺いしたいが、どこでも意見を言ってよいのか。ある程度区切らないのか。

(矢嶋会長) 区切った方が、話がしやすいということであればこちらで適宜区切るが、いかがか。

(金子委員) ここからここまでというふうに区切っていただいた方がよいと思う。

(矢嶋会長) 承知した。では、最初にこの実際の答申(案)の1ページから5・6ページの「8 人権教育・人権啓発について」までについて、ご意見をいただいてよろしいか。その上で、この場所に関して、金子委員からご意見があれば願います。

(金子委員) 1ページの「はじめに」の部分だが、1段落目から4段落目までは、このとおりでよろしいかと思うが、その下になお書きで、表現の自由に特に留意されたいという言葉が来て、その後「以上の内容を主として、～ここに答申する」というふうに書いてあるが、流れとしては、「以上の内容を主として、～ここに答申する」けれども、「なお、～特に留意されたい」というふうに、このなお書きの方が「以上の内容を主として、～」という文章の下に来た方がよいのではないかと読んでいて思ったが、これは他の委員のご意見も伺いたい。これが一点目である。それから、現在のこの文案で、「ここに答申する」の下に何ら接続詞がなく、いきなり「令和4年」云々という文章が出てきているが、言ってみれば「ここに答申する」で結論を出した部分に対して、一体この文章は何を言っているのか、接続がよく分からない、分かりにくいというふうに思った。なので、ここは何か接続詞を付けるなどした方がよいのではないか。いってみれば、ここもなお書きである。先ほどの表現の自由に留意されたいと同じように、我々として、こういうことが着眼点として非常に重要ではないかということをつけ加えるものなので、もう少しこの文章の、この最終段落の置き場所もそうだが、接続についても流れがよくなるかと思った。

(矢嶋会長) 今、金子委員から、5段落目と6段落目は、入れ替えた方がよいのではないかということと、最終段落については、接続詞を加えて少し上の方に持って行ってはどうかというご意見があったが、委員の皆様いかがか。又は、事務局から何かご発言はあるか。

(事務局) 今、お話しいただいたことを勘案して、「以上の内容を主として、～取りまとめたので、ここに答申する」の後に「特に、」を入れ、「規制的方法を取り入れる際は、～侵害することのないよう、留意されたい」という締め方にして、「令和4年」の前に「なお」を入れてみるというように、前後を入れ替えるような形でどうか。

(矢嶋会長) 今の事務局からの修正案だが、金子委員、また他の委員の皆様、いかがか。

(事務局) 画面共有をして、修文内容を見えるようにしたい。

(金子委員) ご提案いただいて流れがよくなったと思うが、今、修文されたものを読むと、その表現の自由云々のところは、やはり「なお」の方がよいのかなというふうにも思う。答申するが、「ただし」のような意味合いで「なお」の方がやはり流れがよいのかなと思うが、いかがか。そのように考えると、その下の障害者権利委員会のところについて、例え

ば「また」を付けるのはおかしいか。いかがか。

(事務局) 金子委員がおっしゃるとおり、「なお」の方がよい気はしている。今、「また」を令和4年の前に入れていただいたが、この「令和4年」以下ではやまゆり園について書いてあるので、例えば、「さらに、令和4年」という表現ではいかがか。

(金子委員) 「さらに」や「加えて」とかでもよいかと思う。

(矢嶋会長) 今、画面では、「加えて」と修正をいただいているが、皆様いかがか。辻委員、金委員賛成ということでご意見をいただいたが、他の委員の皆様、いかがか。よろしいか。では、このような形で最終にしたいと思う。では、他の箇所について、ご意見を願いたいと思う。

(工藤委員) 事務的なことだが、「はじめに」の項で、令和何年という文言が何箇所か出てくる。本文だと西暦も併記されているので、括弧書きで西暦を入れた方がよいかと思う。今、言っていた令和4年は、そこだけが2022年となっているので、それに合わせて西暦を入れた方がよろしいかなど。具体的に言うと、6行目と下から2行目である。これは、やはり西暦を併記すべきだと思う。それと、私が提案したところで恐縮なのだが、次のページの1の条例の名称で私は(1)を提案したのだが、少し語呂が悪いので訂正させてもらいたい。中身は、同じである。「相模原市差別のない人権尊重と共生のまちづくり推進条例」とした方が語呂がよいと思うので、それで最終の私の案とさせてもらいたい。

(矢嶋会長) 西暦と元号を併記するというのと、条例の名称案の変更ということであるが、よろしいか。

(金子委員) 条例の名称のところだが、(2)の「差別解消推進条例」だけ相模原市が入っていないので、これも「相模原市差別解消推進条例」というふうに入れた方が、平仄が合うと思う。

(矢嶋会長) これは入れるということによいかと思う。

(片岡委員) 条例の名称が五点挙がっているが、これは五点挙げて、あとは市で選択していただくという形か。

(矢嶋会長) 前回の審議会で、特にこれというふうに固定はせず挙がった案を並べるということだったので、委員の皆様から挙がった案を併記した。

(片岡委員) 承知した。

(事務局) 今、片岡委員からいただいた名称の件について、五つ案をいただいております、これを参考にもさせていただくが、最終的には市で決定をさせていただくというところである。

(矢嶋会長) 片岡委員よろしいか。

(片岡委員) 承知した。

(矢嶋会長) では、6ページの前半部分までよろしいか。

(辻委員) 6ページではないが、今回、別図としてチャート図を付けることになっているが、その別図の「日常から実施」の「啓発・教育」の辺りにだけ番号が付されていないので、番号を付していただきたいというところである。相談・支援体制の充実及び救済機関については、日常から実施するものかと思うので、そちらの番号をここにも付していただきたいというところである。

(矢嶋会長) チャート図に番号を入れて欲しいということだが、事務局よろしいか。

(事務局) 16ページの別図の中の左側に「日常から実施」とあるが、その「啓発・教育」

の横に8を書くということによろしいか。

(辻委員) 願います。

(矢嶋会長) 他に、6ページの前半部分まででご意見がある方はいるか。ないようなので、では次に、6ページの9から、8ページの3行目の10までについてご意見をお願いしたいと思うが、いかがか。

(辻委員) 先ほどと同じ別図のチャート図の「日常から実施」のところの「認定・登録」が、10ページの12のところに入ってくるかと思うので、そちらも適宜数字をチャート図の方に入れていただければ嬉しい。

(事務局) 「認定・登録」の横に10によろしいか。10(1)が該当すると思う。

(辻委員) 10のところもそうであるし、今、見ていて12も該当すると思った。どちらでもあるいは両方でもよい。この条例を見て、分かりにくいと思う市民のためのガイドを用意するというのが前回の議事であったはずなので、適宜追記していただければ嬉しい。

(事務局) それでは、「認定・登録」のところに、10と12を入れさせていただく。

(金子委員) そうであるならば、チャート図の「相談」のところに9と入れておいた方がよいと思う。6ページの9のところ、この部分で前にも申し上げたが、やはり気になっているのもう一度同じことを申し上げて恐縮だが、6ページの下の方に「ア 相談の例」、「イ 支援の例」という形で並んでいる。これらのア、イが含まれている9(1)は、総合的な相談・支援体制を整備するというを市に要望しているわけだが、その下に相談の例、支援の例というふうになると、この答申が市長に対して、こういう相談を行えと、こういう支援を行えと要望するというように読めてしまう。以前のご説明では、ここに挙げた相談の例、支援の例というものは、既に市が行っている相談や支援のことであるというふうにご説明があったような気がするが、既に行っていることを要望することも何か変な話だと思うが、その辺は私の認識に間違いはないか。この相談の例、支援の例は、既存のものという理解によろしいか。

(事務局) 相談の例、支援の例を示させていただいているが、基本的なものはあるというふうに認識しているが、「イ 支援の例」の裁判支援という部分は、現在はないものと認識している。

(金子委員) 確かに裁判支援はないと思うので、ここは新規のものとして要望するということになると思うが、相談のところについては、既にあるものしか並んでいないと、新しいものは作らなくてもよいというメッセージが含意されるような気がして少し気になる。なので、ここは、今、委員の方々から見てこういう相談が必要ではないか、こういう窓口が必要ではないかということがあれば、付け加えておいた方がよいのかなというふうに思った。特にこの答申が非常に重要であるというふうに取り上げた人権課題があるわけだが、例えばヘイトスピーチに関する問題とか、そういうことに関する相談窓口を設置する旨を書いておかななくてよいのかと思ったが、いかがか。

(金委員) 先ほど、「イ 支援の例」の裁判支援について、裁判支援がないと事務局から発言があったが、さがみはら国際交流ラウンジでは裁判所に行く外国人に同行支援をして、一緒に通訳者とともに行き、支援をしたりする事例もあるので、ゼロとは言えないかなと思う。

(金子委員) 今ご紹介いただいたのは、意思疎通支援の中に含まれると思う。この支援の例の

中の四つ目である。弁護士を紹介するとか、裁判費用を貸すとか、そういうものを裁判支援というので、病院や裁判所、銀行に付き添うとかいろいろなことをされていると思うが、それは全て意思疎通支援の中に含まれると思う。

(金委員) 弁護士までは紹介する。費用については確かではないが、弁護士を紹介したりはする。

(金子委員) それは、間接的な裁判支援になってくると思う。

(金委員) 今の金子委員の話をお聴くと、このアとイは削除してもよいような気がしてきたが、皆さんはいかがか。

(金子委員) 削除というのも一つの案だと思うが、私はむしろ、今、市にはないこういう相談窓口を作るといふようなことをアに書いたり、今、市がやっていないこういう支援を作らねばというのをイに書いたり、答申なので、既存のものを紹介というか、なぞることはあまり意味がないのかなと思う。前にも実は同じことは申し上げているが、このアとイのところをもう少し積極的な内容にできないかと改めて思った次第である。

(岩永委員) 既存のものが十二分に充実しているかという点とそうでもない点で、列挙した後に、金子委員に賛成で、新しいものは今思いつかないが、なお一層の充実を図るとかそういうことを書いておいた方がよいのではないかと思うがいかがか。

(矢嶋会長) 辻委員から賛成という意思表示があった。既存のものについても省くのではなく、一層の充実と書いた上で、先ほど金子委員からご提案のあった、今ないものを加えるということで皆様いかがか。

(工藤委員) 金子委員のせっきくの提案なので、新しいものを加えれば、後で人権委員会とも関わってくるが、全般的なことなので、やはりヘイトスピーチの相談は入れた方がよいと思う。具体的にそういう相談があるということを入れた方がよい。それから裁判支援については、私が提案したが、特にその中でもお金に関することをどうするのか。弁護士費用などの様々なお金、その辺について少し相談に乗ったらどうか。金銭支援的なものも含まれるので、そういうことであるということは、私が主張したところである。

(事務局) まずこの例の話であるが、(1)の2行目に「ワンストップ窓口を設け」と書いてある。市民の相談を受けるため、ワンストップ窓口を設け、様々な窓口が連携していくというところで、こういった今あるアの相談の例であったり、イの支援の例というものが入ってきているという表現の箇所になる。また、先ほど充実という言葉はいただいたが、9のタイトルに「相談・支援体制の充実」とあり、4行目から5行目にかけて「相談・支援体制の充実のほか、市民に身近な救済機関の設置について次のような内容を盛り込む」と表現しているところである。加えて、(1)に「人権侵害に関する相談・支援体制の充実に取り組むこと」と明確に入っているところである。そして、今、工藤委員からお話のあったヘイトスピーチの部分だが、「ア 相談の例」の中で、「外国人向けの相談」という部分では、含まれてくるものなのかと感じたところである。

(片岡委員) 相談の例の中に、これは該当するかどうか少し分からないが、今、ヤングケアラーが社会的な問題となっている。ヤングケアラーによって、個人的に孤立したりいじめに遭ったりという問題も今浮き上がっているが、これについては、ワンストップ窓口と表現されているので、あえてこのヤングケアラーの問題については、相談の例の方には載せる必要はないか。私もはっきりとは分からないが、どなたかお答えいただければと思う。

(矢嶋会長) 先ほどの事務局からのご説明の趣旨としては、特に文言の修正をしなくとも委員の皆様のご考えは、今の答申(案)の中にきちんと盛り込まれているということと理解してよろしいか。

(事務局) そのとおりである。

(矢嶋会長) 片岡委員のご発言についてはまた後ほど議論する。今までいろいろご意見をいただいたが、特にご意見をいただいた金子委員、工藤委員から今の事務局の説明を受けた上で、さらにご発言があればお願いしたい。もちろんお二人に限らず、ご意見いただければと思うがいかがか。

(工藤委員) 後でいろいろ出てくるので、ここではさらっとやった方がよいかと思って発言したのだが、ヘイトスピーチは、ヘイトスピーチ解消法においては外国人が対象だが、ここで言うと人種、国籍、民族等が対象となっている。したがって外国人ではない人もヘイトスピーチの対象になってくる。相模原市で直接関わる人がいるのは、アイヌ民族である。民族に関わってくる。北海道中心にヘイトスピーチの対象となっているので、外国人だけではないということである。人種、国籍、民族等に関わることについては、私はヘイトスピーチ規制の対象は広く取って入れた方がよいと思う。それから裁判支援は、括弧書きで金銭に関わることも入れた方が具体的になる。

(金子委員) 先ほどの事務局のご説明で、既にこの文章の中に、新たな相談窓口や支援方法を拡充していくということが読み取れるというご発言だったが、私が当初に申し上げたのは、それが読み取れないのではないかという疑義である。つまり、相談・支援体制を整備していく、相談の例というふうに書いておきながら、その相談の例の中には既存のものしか載っていない。その拡充するというものをどのような形で拡充していくのかという、その具体策が見えてこなくて、具体的な例は、既存のものしか載っていないということが少々消極的ではないかというのが私の問題提起である。先ほど包括的なご提案があったが、こういった既存のものに加えて、こういうような新しい窓口の設置も検討していくことというふうな形の文章にしておいた方が答申としてはふさわしいかなと思う。なので、真ん中をとれば、この相談の例でいうならば、この相談のところは全て既存のものであるため、最後を、「自殺予防電話相談など既存の相談窓口に加えて、ヘイトスピーチに関する相談窓口などの設置を検討する」とかそのような形としたり、支援の例も、裁判支援の前までは既存のものであるとするならば、その裁判支援の前のところまでで一回切って、「などの既存の支援に加えて、裁判支援(訴訟費用の援助を含む。)など」といったように、既存のものだけではなく、それに加えて新しいものについても検討の必要性を提言するという文章にした方がよいかというふうに思う。また、先ほどのヤングケアラーのことであるが、ヤングケアラーの問題は必ずしも障害相談とはまた別であり、なので、そういったものも含むということで、要するに相談するところが分からないようなことを起こさない。自分は一体そもそも相談してよいのかどうかというように、相談者に不安を抱かせないようにあらゆる相談に応じるというところが、正にワンストップ窓口なので、先ほどのこれは一体どこに含まれるのかというふうな問いかけはもっともなことかというふうに思う。

(岩永委員) 金子委員に賛成である。私がさっき充実というものをに入れておいた方がよいのではないかと言ったのは、ここに新しいものが入っていないということもあるのかと思うの

で、これから、私の専門分野に関することであると、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というものが再来年度くらいから施行されるので、新しい窓口を問題に応じて設けていくとか、そのような文言が入っていた方がよいのかなと思った。

(工藤委員) 最近問題となっているものが結構ある。例えば、セクシュアルマイノリティ、LGBT+の課題、今、大問題となっている課題である。相模原市にも当事者は相当数いると思う。したがって、そういう対象にも門戸を開いて入れてもよいのではないか。先ほどのヘイトスピーチに加えて、LGBT+、セクシュアルマイノリティは入れた方がよいと思う。

(矢嶋会長) 今、画面上では、不当な差別的言動に関する相談ということだけ書いていただいているが、先ほど来の委員の発言からすると、セクシュアルマイノリティの方、それからヤングケアラーに関する相談などもきちんと書き込んだ方がよいということかと思うが、いかがか。

(事務局) 今のセクシュアルマイノリティ、性的少数者の関係の相談窓口という部分では、窓口が既存のものとして存在はしているところである。

(工藤委員) そうであれば、是非ここに書き込んだ方がよいと思う。既にあるのであれば。それはそれでやっているということをやはり市民に周知することが大事なので、むしろ書いた方がよいと思う。

(矢嶋会長) 既存の窓口の方で、順番をどこに入れるかであるが。

(事務局) 今、会長がおっしゃったように、既存の相談窓口をどれだけ示していくのかで表現が変わってくると思う。

(金子委員) この条例が特に対象としている差別禁止事由に関する既存の相談窓口があれば、その既存の相談窓口のところに挙げて、この条例で挙げているような差別禁止事由に関わる相談窓口がないのであれば、新規に要請される窓口の方に書き加えるという、そういう割り振りでよいかなと思う。そうやってしまうと、先ほどのヤングケアラーの問題というのは、文章の中には出てこなくなるが、そこはワンストップ窓口で救っていけばよいと思うので、まずはこの条例の中身に沿った形で、既存の窓口と足りない窓口を挙げ、文章化していただければというふうに思う。

(事務局) 少し確認だが、この後の不当な差別的言動のところ、人種、民族、国籍、障害に、今回、性的指向や出身（部落差別に係るもの）などを加えたので、例えばそういったもので、既存の相談窓口等があるのであれば、そういう例を書くという理解でよろしいか。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご発言は、そうだったと思う。それと照らし合わせて既存の窓口があれば書き、ないものに関しては、「加え」の後に新規のものとして書くという、そういう整理をしてはいかがかというのが金子委員のご発言であったと思う。

(金子委員) 今、会長にまとめていただいたとおりである。とにかく、この条例の人権侵害事案に当たるような窓口で、あるものとないものというのを整理していただき、あるものは既存のところ、ないものは新規に求められるものという形で分けていただければと思う。もちろんそれはヘイトスピーチに関わるものだけではなく、差別的取扱いに関わるようなものであっても、LGBTに対する差別的取扱いについて窓口があるのであれば、既存のものとしてこういう相談窓口があるというふうに書いていただき、ヘイトスピーチに

については特にならぬということであれば、ここに今、画面に赤字で書かれているように、不当な差別的言動に関する相談、それは別にLGBTQにかかわらず、ヘイトスピーチに関する相談という形で挙げていただければよいかなと思う。

(工藤委員) 今の金子委員の意見に賛成だが、やはりLGBTQ+、既存の相談にあるのであればきちっと入れた方が私はよいと思う。それから最後、画面上の赤字の線の不当な差別的言動に関する相談のところだが、そこも金子委員と同じ意見で、差別的言動はそれでありかなり大きなことであるが、それ以外に不当な差別がある。いわば就職差別があったとか、どこかで入店拒否をされたとかがあるので、不当な差別と差別的言動に関する相談といった方がよいと思う。

(岩永委員) 最初のアのところだが、「外国人向けの相談、高齢者虐待に関する相談、いじめに関する相談」というところに何となく統一性を感じられない。いじめは子どもかなど。女性に対する差別となるとドメスティック・バイオレンスだけではない。いじめという言葉では子どもを連想するが、ハラスメントもとても問題になっているので、ここの統一性が少し欠けるかなというふうに私も感じた。

(矢嶋会長) 様々ご意見をいただいたので、事務局がこの場で修文をして、今日皆様でこの場で合意をいただくということが可能かどうか。事務局いかがか。

(事務局) 今すぐに作れる状況ではないので、少し考えさせていただいて作業をしてみる。

(矢嶋会長) この件に関しては、まだご意見があれば伺いたいと思うが、今までの皆様のご意見を踏まえ、事務局で修文の作業をしていただくということで少しお時間を頂戴したいと思う。ペンディングとさせていただきたい。この箇所以外で、9、10に関して他にご意見があれば、お願いしたい。ないようなので、次に移らせていただく。では、「11 相模原市人権委員会について」、「12 相模原市人権施策審議会について」の二つはまとめてご意見いただきたいと思うが、いかがか。よろしいか。では、ないようなので、次に移らせていただく。「13 不当な差別的言動について」は、単独でご意見いただければと思うが、いかがか。

(工藤委員) 12ページの(3)ア(イ)のbのところである。「a以外の表現活動で、市の区域内で行われた表現活動を市の区域内に拡散するもの」という表現になっているが、区域内で行われた表現活動を区域内に拡散するものというのは、ごく当たり前のことだと思うが、これは(ア)の方にきつと入っていると思うのだが、これは区域外のことで、市の区域外で行われた表現活動を市の区域内に拡散するものということではないのか。

(事務局) この部分について、今、手元で確認をしているのは川崎市だが、確か東京都、大阪市もそうであったと思うが、そういった条文がある。川崎市でいうと第17条にあるが、その部分を一部抜粋して読み上げると、「市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの」ということで、そういった条文があり、それをそのまま引用している。

(金子委員) そうすると、(イ)の柱書部分が既に「市の区域外で行われた表現活動」となっていることと矛盾してくると思うが、ここはどういうことか。

(事務局) その部分だが、川崎市の条文を見ると第17条のところ、まず号建てになっており、その中で、この資料1でいうと(イ)の柱書の部分であるが、そこについては「市の区域外で行われたインターネット表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないも



のを含む。)で次のいずれかに該当するもの」ということで、こちらの資料とほぼ同一の文章となっている。川崎市の条文とほぼ同じような表現にはしてある。その内容については、今、もう一度確認をするので、少し時間をいただければと思う。

(矢嶋会長) 確認の時間の間に、他のご意見をいただければと思うが、いかがか。

(金子委員) 10ページの13の1行目の「不当な差別的言動への対応については、表現の自由に配慮しつつ」の後に、「地方公共団体として、次の内容を盛り込むものとする」とあるが、この「地方公共団体として」というのは、あえて入れなくてもよいのかなと思うが、この一語が入っている趣旨は何か。言わずもがなであると思うが。

(事務局) お配りしている資料2の17ページをご覧ください。右側が、今、お話をいただいたところで、左側の(1) 不当な差別的言動への対応ということでは、前段の部分があり「このことから」とつながっているが、今回この部分を削った表現としたものである。ただ、両方にあるが、「地方公共団体として」という部分は、なくてよいかと思う。

(矢嶋会長) 辻委員も賛同ということなので、これは削除でお願いします。

(金委員) 12ページの(3) アの対象となる表現活動の4行目の最後に「その他」とあるが、この「その他」は、どこで何を指すものかが今見たらあまり分からないなと思う。

(矢嶋会長) これは、多分その上の行、かぎ括弧のある上の行の「その他手段」の「その他」であろうと思われるが、事務局それでよろしいか。

(事務局) 会長からお話をいただいたとおりである。

(金委員) 承知した。

(矢嶋会長) では、少しペンディングの項目があるが、それは後で事務局からお話をいただくこととして、最後の「14 意識調査・実態調査について」、「15 条例の見直しについて」、「16 相模原市人権施策審議会としての要望について」について、まとめてご意見いただきたいと思うが、いかがか。

(辻委員) 「14 意識調査・実態調査について」と「15 条例の見直しについて」を、別図のチャート図の「日常から実施」の下のところ、こういったところも書き込んでいただければと思う。

(矢嶋会長) 今のご発言は、チャート図の中に14、15に関しても書き込んでもらいたいということか。

(辻委員) 確かこのチャート図をもう一度復活させた趣旨は、条例のことを知らない一般市民の方でも分かりやすいチャート図が必要ということだった。「日常から実施」の「声明」の下のところ、少し空白が空いている。そちらをここに入れていただければ事務局の負担も軽くなるかもしれないと思った次第である。

(事務局) 別図のフロー図については、不当な差別言動への対応ということで、10ページの「13 不当な差別的言動について」において「参考：16ページ別図」と入っているものである。今、お話をいただいた、意識調査・実態調査というところは、全体に関わってくるものである、こちらのフロー図の取扱いとしては、含めていくものであるのかどうなのかというところは、ご意見をいただきたいと思う。

(矢嶋会長) 「14 意識調査・実態調査について」、「15 条例の見直しについて」は、フロー図に入れるのか入れないのかについてご意見いただきたいと思うが、いかがか。

(金子委員) もし入れるのであれば、この別図のタイトルである「不当な差別的言動への対応

について」を改めて、条例の全体像を示すような図、いわゆる業界用語でいうところのポンチ絵であるということを示すようなタイトルにする必要があるのかと思う。なので、ここにどちらの図を載せるのか、つまり「不当な差別的言動への対応について」に限定するのか、この条例が定めていることの柱はこういうものなのであるという全体像を載せるのか、まずそこを委員の皆様で決定した上で、全体像であるならば、委員がおっしゃったようなことについてもフロー図を載せておくべきだと思う。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご発言について、他の委員の皆様いかがか。委員は、全体にわたるものとしての先ほどのご発言だったと思うが。

(辻委員) 金子委員のご意見に賛同ということで、そのとおりであると思う。

(矢嶋会長) 不当な差別的言動ということに限定するのか、それとも全体にわたるものとして別図を設けるのかということに関して、他の委員の皆様いかがか。

(金子委員) 付け加えて言わせていただくなれば、もし全体像を示すのであれば、このフロー図の流れの一番根っこのところが「事案発生」となっていて、ここが不当な差別的言動の発生という意味だと思うが、それだけではなくて、人権侵害全般、人権侵害行為が行われ、それが差別的取扱いを含めて、この条例が対象とするところの人権侵害事案が発生したらどうなるのかという全体像が見えるようにしていく必要があると思うし、確かにそれがあると、一般の方が見たときにこの条例はこういうことを定めているということの全体が一目で分かって大変便利かなとは思いますが、事務局にはご負担をかけることになるので、今からそのような図は作れないということであればまた話は別だと思うが。私も、全体像が分かるような図があった方が、対市民的には大変重宝するかなと思う。

(矢嶋会長) ここは一つ事務局から発言をいただいた方が、この先の作業のタイムスケジュールもあるかと思うので、いかがか。

(事務局) 今、会長のおっしゃったお話であったり、別図の確認の作業の部分が懸念されるという状況ではある。今すぐにどうだということところが申し上げられず申し訳ない。

(工藤委員) 作業はかなりまたいろいろ出てくるだろうが、金子委員の言ったことには賛成である。この条例が何を意味しているのかが一目で分かるような図はやはりあった方がよいと思う。だから、さっき言ったようないろいろな相談の例もやっているということ、きちっと、分かるようにしておくとして市民にとっては理解しやすいと思う。内容をどうするかは、それは事務局の判断であると思う。

(岩永委員) 国の場合だと、法律ができたりすれば、分かりやすいフローチャートとかが作られたりするんで、ここでも作っておいてもよいのではないかなと思う。事務局が大変なのは分かるが、後々多分作ることになるのではないかなと思うので、作っておいた方がよいかなと思う。

(竹村委員) 私は、逆に、今までこれを通して話し合ってきたので、ある程度それは皆さんに分かりやすくやるというのは、もうこれからの事務局の作業になってくると思う。この部分でどの程度まで会議ができるのか分からないが、事務局に対する負担は、かなりのものになってくるので、それが出来上がるまでの、どういうものなのかということが私も想像できないが、とにかく、決められた時間内で私たちも話し合ってきたわけなので、これを大まかにまた変更するとか、付け加えるということは、作業的に大変なのではないかなと思っている。

(矢嶋会長) 事務局の負担を懸念するご発言だったと思う。この点について、辻委員は賛成ということだが、ご発言をいただいている委員は、いかがか。

(金委員) 私は、また違う意味で、これは不当な差別的言動への対応について分かりやすく、ただこの条例が一番やりたいのは、その不当な差別的言動の事案が発生したらどうするかを示したから、このままでもよいのではないかというのが、私の意見である。

(大貫委員) 私も金委員に賛成である。ここが一番重要なところで、市民の方が見たときにどういう作業でやっていただけるというか、流れていくかということが一番重要なことで、やはりこのままで私はよいのかなと思う。

(矢嶋会長) 指名して申し訳ないが、片岡委員は、この点についていかがか。片岡委員の声が届いていないが、私だけか。

(事務局) 事務局にも聞こえてきていない。今、復旧作業をしているようなので、申し訳ないが少々お待ちいただきたい。

(矢嶋会長) では、この件は、片岡委員からご発言をいただいて最終決定としたいと思うが、それ以外についてもしご意見があれば伺いたいと思うが、いかがか。

(辻委員) 先ほどの金子委員のご提案のところ(「不当な差別的言動への対応について」に限定するのか)は、事務局の返答はどうなったのか。「不当な差別的言動への対応」というところで、事案発生がそこに該当するというご指摘を金子委員からいただいてそのとおりかなと思う。おそらくこのチャート図を他の自治体や一般市民が参考にするものである。事務局にお伺いしたいのは、破線になっているものと実線になっているもので事務局が違いをつけていたかと思う。なので、これを明らかにすること。そして、「不当な差別的言動への対応」に限らず、定期的な意識調査や実態調査、見直しもやっていく、これは「不当な差別的言動への対応」に限らないということであれば、破線の形で表現してよいのか少し分からないが、これを事務局にお伺いしたい。チャート図の声明の下のところに入れておいてもよいのかなと。そうすると事務局の負担、これは他の委員のご懸念(改めてチャート図で全体像を示すのは事務局の負担が重い)に賛同するものだが、事務局としてもそこを少し入れるだけで済むのではないかと思うが、いかがか。

(事務局) 今、皆様から別図のタイトルを変更するなど様々な意見をいただいているところがあるので、審議会としてどのような形というところで、最終的には対応していくのかなと考えている。

(矢嶋会長) 今の辻委員のご発言は、全体像を変えるということではなく、破線で、タイトルも全部このままで、先ほどの二項目を「日常から実施」の下のスペースに入れてはいかがかという折衷案というか、事務局のご負担を懸念してそれでよいのではないかということだが、それだと事務局としてはどうかというご発言だが。

(事務局) そのような形の対応でよろしいというところであれば、対応させていただく。

(矢嶋会長) まだ片岡委員から意見を伺ってはいないが、音声がかえるようになったのでお願いする。

(片岡委員) 先ほどの件は、私も金委員と大貫委員に賛成である。

(矢嶋会長) では、全体枠はこのままとし、破線で先ほどの二つの項目、意識調査・実態調査、条例の見直しについては、左下の方に入れるという修正で、事務局、よろしく願います。他にご意見はあるか。

(金子委員) 少し戻ってもよいか。12ページの(3) 拡散防止措置のアだが、対象となる表現活動の中に、「対象となる表現活動は、何々何々を理由とする不当な差別的言動に関するものとし」とあり、その後だが、「東京都の例を参考に、集団行進及び集団示威運動、インターネットによる方法その他手段により行う表現活動」となっているが、この集団行進の後にある「及び」というのは、「及び」がここに来て、その後の集団示威運動の後が読点でつながれてインターネットによる方法とあり、その後ろが「その他」になっているが、法令用語として並びが悪いように思ったのだが、ここはどういうつながりなのか。

(矢嶋会長) 辻委員からも同意見ということだが、事務局、お願いしてよろしいか。

(事務局) 確認をさせていただく。

(矢嶋会長) 確認に少しお時間をいただくということで、今、午後2時45分で、事務局もいくつか課題があるので、ここで少し休憩を取らせていただきたい。事務局、もしその間に課題がクリアできれば、お願いしたいと思う。

—休憩—

(矢嶋会長) それでは、再開させていただく。先ほどの件について、最初に事務局からお願いしたい。

(事務局) 最初に、先ほどの資料1の12ページ、(3) 拡散防止措置の部分である。アの3行目の集団行進のところについて金子委員からご指摘をいただいたが、やはり「集団行進及び集団示威運動」の後に「並びに」が入り、その後、「インターネットによる方法その他手段」が一つになる。東京都の条例を参考に確認をさせていただいた。

(金子委員) それであれば、並びの列挙のところはよいと思う。もう一つ気になっているのが、その後ろの「インターネットによる方法その他手段により」というところなのだが、ここが「その他の」であれば、「その他の手段」でよいと思うが、「その他手段」という場合には、「その他」の後にある程度内容を限定するような文言が入っていないと、少し手段だけでは漠然としすぎて、「その他の」であれば例示だからよいが、「その他」で「の」が入らないのであれば、並列なので、その他どのようなものなのかという、限定をかける文言がなくてよいのかというのが事務局への私からの問いかけなのだが。

(事務局) 東京都の内容を確認させていただき、それをそのまま、今、入れているという状況である。「インターネットによる方法その他手段」となっているが、表現として違和感のある部分ということであれば、「の」を入れて「その他の手段」という形での表現でもよいかと思う。

(矢嶋会長) 「の」を入れるということで、金子委員、それであればよろしいか。

(金子委員) 「の」を入れると、今度は例示の範囲が余りに漠然としてしまうのではないかという気もする。集団行進と集団示威運動は、ある程度統一性があるとしても、そこにインターネットが入ってしまうとどうなのか。申し訳ないが、私も東京都の条例などと横に並べて見ているわけではないので分からないのだが、これそのものが条例の文言になるわけではないので、必ずしも法令用語として厳密性を期する必要はないが、ただ、ここは表現の自由とも関わってくるところなので、あまり広すぎると表現の自由との関係で問題が起こり得るので、また事務局の方で少しここは精査をしていただき、場合によっては修正をかけていただければと思う。

(事務局) 承知した。今、「その他手段により」というところで「の」を入れると広すぎて限

定ができなくなるというご指摘だと思う。その下のところだが、「ただし、『その他』では、表現者の予測可能性を損ない、萎縮効果をもたらすことにつながるため」というところで、「その他」では、萎縮効果をもたらす可能性があるとして表現をさせていただいているという状況である。このような形で、「その他手段により」というふうにも考えているが、やはり何か言葉を足した方がよろしいか。

(金子委員) 先ほど申し上げたが、条例そのものの文言ではないので、今、ここでこの表現にあまりこだわる必要はないが、ここに書いてあるとおり、余りに漠然とした表現規制は、それこそ萎縮効果をもたらして憲法違反の可能性が出てくるので、そういうおそれがないような答申にしなければいけないかなというふうに思っているところである。したがって、その旨がこのただし書で明らかにされているということであればここでよいが、実際にどのような条例になってしまうのかというのは、若干、文言だけ見ていると心配になるところではあるが、そんなに、今ここでこれにこだわる気もない。

(事務局) 承知した。

(辻委員) おそらく、事務局がおっしゃっているのは、東京都の条例の第9条第2号の表現活動の部分で、まず「並びに」を追加し、この「その他」だと少し広過ぎるので、大阪市の条例の第2条の定義規定の中から、限定解釈を施そうというご趣旨なのかなと事務局の説明を伺って思った次第である。先ほどの矢嶋会長が残された点については、そのあと事務局の回答は、どうなったのかなという確認のために発言した。

(矢嶋会長) では、この件に関しては、最終的に事務局でもう一度再確認していただくということで、このままでいくのか、若しくは何らかの文言の修正を若干加えるのか、事務局にお任せいただくということでよろしいか。それでは、そのようにする。

(事務局) 先ほど、金子委員からお話をいただいた件について、お答えさせていただく。先ほど、最初に工藤委員からご質問いただいた、今、話題となっている部分の下の(イ)のbの部分について、どのような表現活動なのかということであるが、こちらが想定しているのが、インターネットのところが結構大きく、川崎市の条例は、インターネットの表現活動のみを対象として拡散防止措置を講じているところであるが、そういったところを踏まえると、このbの「a以外の表現活動で、市の区域内で行われた表現活動を市の区域内に拡散するもの」がどのようなものなのかということでは、例えば、相模原市の区域内で行われた表現活動を、市の区域外から、つまり他の市の区域からインターネット上にアップロードすることが考えられる。結局そのアップロードされた動画は、市の区域内でも見ることができるので、そういったものが対象になってくるところを想定している条文かなということである。

(矢嶋会長) この点に関して工藤委員は、いかがか。

(工藤委員) ちょっとよく分からない。このタイトルがやはり「市の区域外で行われた表現活動」となっていて、その上が「市の区域内で行われた表現活動」となっている。区域内と区域外で分けているので、区域外では駄目なのか。市の区域外で行われた表現活動を市の区域内に拡散するものとか。私は、そう解釈してしまったのだが。市の区域内で行われた表現活動は、これはかなり意識した表現なのか、単なる字句の修正程度で済む話なのか。私は後者と思い提起したのだが。

(事務局) (イ)の「市の区域外で行われた表現活動」については、基本的に相模原市は一地

方公共団体であるため、相模原市の区域内で行われたものについて条例の効力が及んでいくという話が以前あったと思う。ただし、あくまで市の区域外で行われた、例えば、市の区域の外から行われた動画の投稿や書き込みについて、特にその中でも相模原市民に関するもの、若しくはその動画で流れた内容が相模原市の区域内で行われたもので、相模原市の区域内の住民の人たちが見ることができるもの、そういったものに限定して拡散防止措置の対象にしているというところであって、その条例の効力の及ぶ範囲などを踏まえた上で、このような表現になっているのかなというところで、ここの表現を、今、具体的にどのようにというところはないが、そういったところをカバーして、少し分かりづらいかもしれないが、結局このような表現になっていると思っている。

(工藤委員) かなり意識して表現されているということであれば、それで結構だが、これだけではよく分からない。「市の区域内で行われた表現活動を市の区域内に拡散するもの」は、(ア)と同じことであると思うが、違うのであれば、少しそこを補強しないとよく分からなかった。

(矢嶋会長) 事務局、\*や※か何かで少し分かりやすい付記をして説明を加えるということは可能か。確かに、これは一読しただけでは少し分かりにくいので、今おっしゃった趣旨を少し簡略化してここに注書きで加えるということは可能か。

(事務局) \*なり、少し表現を工夫させていただく。例を入れるとかになるのかと思うが。

(金子委員) bの部分だが、今、事務局からご説明があったことを文字に表すとすると、そのbのところを、「a以外の表現活動で、市の区域内で行われた活動」、活動くらいにしておいて、「活動を市の区域外から市の区域内に拡散するもの」とか、とにかくその表現活動という言葉が重複させてしまうと、区域外の表現活動なのか区域内の表現活動なのか、そこが重複するのはおかしなことになってしまうので、市の区域内で行われた活動とか、あるいは市の区域内で行われた表現活動の内容、内容をの方がよいか、「市の区域内で行われた表現活動の内容を市の区域外から市の区域内に拡散するもの」としておけば、どうか今ご説明いただいた内容は、説明できるかなと思う。

(矢嶋会長) 工藤委員、事務局は、今、金子委員からご提案のあった修正案について、いかがか。

(工藤委員) 特にこだわらないが、分かりやすくすれば結構である。ただ、これを見ただけでは、区域内で行われた表現活動の内容を区域内に拡散する表現は、当たり前なことなので、私は区域外かなと疑問に思っただけである。

(事務局) 今、金子委員からご意見をいただいたとおり修正させていただく。

(矢嶋会長) ではそのような形でお願いします。

(辻委員) おそらく事務局で、今、確認中だと思う。事務局は、川崎市条例の解釈指針の第17条第1項関係の(8)のところを参照して起草しているのであろう。今、委員の方々が質問されているかと思うので、事務局は、そちらを参照して回答いただければと思う。ページ数で言うと、川崎市の解釈指針の55ページである。例えば、相模原市の区域外又は相模原市の区域内かどうか、明らかでない場所で行われたもののうち、相模原市の区域内で行われた本邦外出身者(これは川崎市条例での言い方だが)に対する不当な差別的言動の動画等を、インターネット上のサイトに掲載すること等によって、相模原市の区域内に拡散する行為については、本条の「拡散防止措置」の対象となる、というところを事務

局は想定しているのかと思う。

(矢嶋会長) 先ほど事務局をお願いしてあった件は、あと一点、いかがか。

(事務局) 先ほどの6ページの相談の例、例えば、今ある障害の種別等に応じた相談とか、性的少数者に向けた相談など、既存の相談に加え、というようなことを少し考えたが、それで捉えられているのかというのは、まだこちらの中でも固まっていないので、申し訳ないがまだ仕上がっていないという状況である。

(矢嶋会長) 本日の審議会の時間内でこれをやるのは難しそうということであれば、皆さんから同意をいただけるのであれば、時間をいただいて、ここは精査をして既存のものと同じでないものを整理して修文をするということで、事務局と私の方にお任せいただくということではよろしいか。短時間で、事務局も全部整理することは難しそうなので、よろしいか。では、申し訳ないがそのような形にさせていただきたいと思う。皆様から今までのところいただいたご意見に関しては、少し宿題はあるが、全てかなと思うが、なおご意見がある方はいらっしゃるか。

(辻委員) 事務局に対してであるが、先ほどの川崎市の件だが、資料1の12ページの(3)拡散防止措置のア(イ) bについて、そちらで修文される場合は、もし川崎市のものを参考にしたいということであれば、「特定の市民を」というような形を付け加えれば、少し落ち着くかなという気がする。私が必ずしも川崎市の条例を支持しているというわけではないが。

(矢嶋会長) 参考になるご意見をいただいたと思うので、事務局、参考にしながら修文をお願いしたいと思う。

(事務局) 今、辻委員から、特定の市民ということでお話をいただいたが、前の方に、というイメージか。

(辻委員) これを進める前に、矢嶋会長の全体の時間の、終わるのかなと思いながら聞いているので、もし時間が何か今、待ちの状態であったらということで発言した。待ちでなければ、次に進めていただければ。先ほどの川崎市の解釈指針の54ページ、55ページを見ていただければと思う。

(矢嶋会長) 今は、全体に、まだ残されたご意見があるのであれば伺おうという時間である。

(工藤委員) 一点だけ。冒頭さっき申し上げたように、17、18ページにも一覧表が出ている。そこもやはり元号だけになっているので、是非西暦を入れて欲しいと思う。17ページで「令和元年度」、「令和2年度」、「令和3年度」とかになっているので、そこはやはり西暦を併記すべきだと思う。

(矢嶋会長) 事務局、ではここは、元号と西暦を併記ということをお願いしてよろしいか。

(事務局) 承知した。

(矢嶋会長) あとは、よろしいか。では、以上で答申(案)に関する審議を終えたいと思う。本日の修正箇所については、具体的な内容も確認してきた。ただ課題がいくつか残っているので、事務局と私で最終的には確認を行い、最終版として完成し、皆様にお送りさせていただきたいと思う。ではこれをもって、令和4年度第13回相模原市人権施策審議会を閉会する。

(工藤委員) 少しよろしいか。この審議会の関係だが、今日で大体終わりか。もう一回くらい予定されているか。それによっては、発言もある。

(矢嶋会長) 事務局、今、ご説明いただいてよいか。

(事務局) 審議会がもう一回あるというのは、答申の関係については、本日でまとめと考えているが、その答えでよろしいか。

(工藤委員) 要望がある。答申については、議論はこれで終わりと思うが、もしもう一回年度内に予定されるのであれば、要望をまた言いたいなと思っているのでその意味で確認したかっただけである。今日で終わるのであれば、やはりこの場で少し要望を言わなければいけないかなと思っているので、それで日程的にどうなのかという確認をした。

(辻委員) 申し訳ないが、私からも。先ほどの川崎市の解釈指針の54ページの下から3行目、「表現の主題が、特定の市民等に向けられた内容か」というふうに付け加えた方が、おそらく事務局の趣旨に沿うのかなと思う。今日でまとめるということであれば、もうここで言うておかないといけないので。

(矢嶋会長) 事務局、辻委員からはご示唆いただいたとおりにかと思うが、工藤委員のご発言に関して事務局から改めて応答をお願いしてよろしいか。

(事務局) 答申のまとめとしては、本日で終了とさせていただきたいと考えている。今の工藤委員のおっしゃった要望というのは、この場でおっしゃっていただければよいのかなというふうには考えている。

(工藤委員) よろしければ、時間を五、六分欲しい。やはりこの条例、答申の中身について、しっかりこういう認識を持って欲しいということのを少し言いたいと思っている。特に答申の中身ではなく、今までの議論の中でこれは大事なことであり、こういう認識を是非事務局も次期の審議会の人達にもちゃんと認識してもらいたいということのを少し言いたかったので発言した。

(矢嶋会長) 承知した。

(工藤委員) これは私の意見なので、回答は要らない。私は、こういう意見を持っているので、それへの理解を事務局をお願いしたいということである。この間、いろいろ答申の中身を議論して、事務局からも、意見を聴きたい事項とか、見解を求めたい事項とかあり、そのことについての議論がかなりあった。審議会の議論の中身、合意したことについては、きちっと認識して欲しいというふうに思っている。なぜなら、答申が出たら、市長選挙後に、条例の案を作る作業に入る。それから議会等で質疑等が予測されるので、次の認識を持った対応をして欲しいという要望である。実は、これ第8回審議会だったと思うが、事務局から確認させていただきたい事項があり、そのことで議論があった。特に、差別的言動の罰則のところである。一つは、罰則についての審議会の意見が割れていて一つの案にまとめることは困難で、仕方がなくて二つの案が並列で出てきたという意味の記述があった。実はそうではなく、いろいろ議論が出るのは、民主主義社会では当たり前のことで、審議会は、その上に立って、真剣に議論して、この罰則の二つの案をまとめてきた。それを一つの案として、確認してきた。これは、満場一致で確認した内容である。一つ目は秩序罰、二つ目は秩序罰及び行政刑罰と、二つ並列でやるということについては、審議会の議論が混乱してそうなったわけではない。いろいろ意見が出たけども、積極的な意味で、差別的言動をなくすために意見をこれでまとめようということになった、そういう認識を持って欲しい。また続けて、罰則を付すかどうかについては、市長が判断するという記述があった。しかし、そうではなく、罰則を付けることについては条例に明記し、



罰則の内容について、秩序罰にするのか、行政刑罰にするのか、そこは市長が判断しなさいと、それから、二、三年凍結することについての記述もあったが、そこについても市長が判断しなさいということである。その流れの中で、これは前回の審議会の中でも議論したが、二、三年の凍結期間の間は、人権教育・啓発の動向を見てその上でまた決めていくということの記述になっていたが、そうではなく二、三年の凍結期間中も、人権教育・啓発からいろいろ行政でできること、勧告、命令、公表までは行うということを前回、再確認した。事務局が確認された内容についてきちっと認識して欲しいと思っている。今後の議論にも大きく影響するので事務局には今述べたことについて認識して欲しいということが大きい一つ目である。二つ目は、この人権施策審議会との関係である。実は私どもは、今年の5月で任期が終わる。したがって、6月から、新しい審議会のメンバーとなるが、答申内容は大事なので、この答申内容について是非、来年度の審議会できちっと確認・認識するような事務手続、議論をお願いしたいと思っている。今後、人権条例の原案づくりに入ると思うので、これは次期の審議会での話となるが、原案づくりの日程とか、それから原案の内容で、今、これがポイントになっているということなどを、審議会の中で報告できるようであれば、次期の審議会に報告して欲しい。以上についての意見と要望なのでよろしくお願いしたい。特にこのことについては回答を求めない。これは私の意見と要望である。

(矢嶋会長) 他の委員の皆様からも何かこの場でご発言があれば伺いたいと思うが、よろしいか。では、これをもって、審議会を閉会させていただきたいと思う。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席